

令和5年 春季号

仙台市

農業委員会だより

The Newsletter of the Agricultural Committee

編集・発行／仙台市農業委員会

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話 022(214)4308(直通)

FAX 022(215)5803

発行日／令和5年5月1日



仙台市農業委員会

クリック

検索

または



で検索



▲佐々木会長(左)と市長代理の横山経済局次長(右)



▲横山経済局次長と出席した農業委員・農地利用最適化推進委員

「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」への回答をいただきました

本委員会が昨年8月に意見・提案をした施策の改善に対し、郡和子仙台市長から2月6日(月)に回答をいただきました。

◎意見・要望に対する回答(抜粋)

1. 担い手への農地利用の集積・集約化

- ・地域計画の策定に向けた取り組みの中で、地域課題の解決策が講じられるよう取り組みます。

2. 遊休農地の発生防止・解消

- ・転作作物以外への助成については、市独自の産地交付金助成対象として、令和4年度にブロッコリー・カリフラワー・とうもろこしを追加しており、今後も地域振興作物の推進を図ります。
- ・多面的機能支払交付金制度については、事務の省力化を引き続き宮城県に要望します。

3. 担い手支援の充実強化

- ・資材・燃料等の高騰に係る支援の拡充については、肥料及び飼料に対して本市独自の支援をしているほか、国のセーフティネット事業や各種融資制度・技術対策のPRを行います。
- ・女性農業者の支援については、スキルアップ及び交流を図る取り組みを行います。

4. 地産地消の推進

- ・飲食店や量販店等に市内産農産物を提供するプロジェクトの推進やInstagram等を活用した地産地消の情報発信を行います。

5. 鳥獣被害対策

- ・市鳥獣被害対策実施隊等の捕獲活動を継続するとともに、専門家を捕獲対策に取り組む地域へ派遣し、助言を通じて地域の捕獲活動の効率化を図ります。

令和 5 年度仙台市農業委員会業務計画

I 業務方針

我が国の農業・農村は、農業者の高齢化・担い手不足、遊休農地の発生や鳥獣被害の拡大など、依然として厳しい状況が続いている。また、国際情勢に伴う資材等の高騰や長期にわたる新型コロナウイルスの影響により、農業所得が減少するなど、大きな打撃を受けている。

加えて、農産物等の国内生産・消費に大きな影響を及ぼす「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」や、日EUの経済連携協定（EPA）の発効・日米貿易交渉の合意など、農業を取り巻く新たな国際環境の下で、農林水産業の体質強化が迫られている。

このような中、今まで以上に本市農業の健全な発展に寄与するためには、農業委員と農地利用最適化推進委員が両輪となり、農地利用の最適化を確実に推進することがますます重要となっている。その役割と責任を十分に果たすよう、農地法の許可審査をはじめ、農業者と連携を図りながら、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を基に、実効性のある地域活動を推進するものである。

具体的には、第一に「担い手への農地利用の集積・集約化」、第二に「遊休農地の発生防止・解消」、第三に「新規参入の促進」の3つの目標を同指針に掲げ、宮城県農地中間管理機構やJA仙台と連携して、担い手となる認定農業者や生産組織等を育成し、農地の利用集積・集約

化を進めるとともに、農地パトロールによる遊休農地の調査と指導・違反転用農地の是正指導、更には農外からの新規就農の促進などを行い、地域農業の持続的な発展に資するよう取り組んでいく。

また、農業者が農業所得の安定・向上に取り組めるよう支援するとともに、本年度から法定化された「地域計画」の策定に向けて、目標地図の素案の作成や地域の協議の場に参画するなど、積極的な役割を果たしながら将来の農地利用の姿を明確化する。

本農業委員会では、令和5年度業務計画の着実な取り組みとその成果を上げるため、農業委員及び農地利用最適化推進委員が一致団結し、盤石な体制で業務を遂行していく。

II 活動計画（抜粋）

1. 農地行政活動

- ・農地法及びその他の法令によりその権限に属する事項の審議
- ・農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出等
- ・農地移動適正化あっせん事業
- ・「地域計画」の策定推進
- ・農地の違反転用防止対策

2. 農業振興活動

- ・地域振興活動の推進
- ・農業者年金の加入促進



4月から、農地法第3条の「農地の権利取得に係る下限面積要件」がなくなりました

耕作目的で農地の売買や賃貸借等を行う場合、農地法第3条の規定により農業委員会の許可が必要です。

令和5年4月から、農業に関して意欲のある方が新規に就農しやすくなるよう農地法が改正され、下限面積要件（仙台市は許可後の経営農地面積が30アール）が廃止されました。

なお、農地の全部を効率的に利用すること

や農作業へ常時従事（原則として年間150日以上）すること、また、地域との調和等の要件についてはこれまでどおりです。

詳しくは、ホームページをご覧ください、事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先

〔事務課農地係〕 電話 214-4340

売渡 あっせん 希望農地 一覧

農業振興地域の農用地区域内において、農地の経営規模の拡大、集団化等農地保有の合理化を図るため、「農地の移動適正化あっせん事業」を行っています。あっせん事業による農地の買受申出ができる方は、「認定農業者」または「仙台市内の農地を130アール以上耕作している方」です。

令和5年4月1日現在

区	所在地				区	所在地				区	所在地							
	大字	小字	地目	面積(m ²)		希望価格(万円/10a)	大字	小字	地目		面積(m ²)	希望価格(万円/10a)	大字	小字	地目	面積(m ²)	希望価格(万円/10a)	
青葉	大倉	西田	田	866	100	宮城野	蒲生	東通	田	3,117	200	若林	今泉	小在家東	田	900	100	
		岩本前	田	2,050	100			細川	田	1,198	70			小在家前	田	1,400	100	
	上愛子	麓道上	田	23	100		小鶴	新境	田	1,441	250		沖野	北門	田	3,059	150	
		戸内前	田	2,251	100			鶴ヶ谷	大谷	田	1,505			150	館東	田	2,070	150
宮城野	若切	昭和西	田	2,061	400	荒井	荒井	金堀	田	712	150	太白	柳生	下飯田	屋敷北	田	3,900	200
		昭和南	田	1,695	400			揚場	田	3,701	500			種次	中斎	畑	3,577	40
		畑	畑	505	300			梅ノ木	田	1,050	240				日辺	畑田	畑	261
		大正	田	1,100	400			神屋敷西	田	1,334	150			荒塚		沼田	田	980
		中土手	田	1,525	300			川田	田	1,176	400				田		1,736	300
		岡田南	田	3,441	350			川戸東	田	4,476	250			田	2,060	200		
	岡田	岡田南	田	3,712	350	境東	田	2,227	750	田	900	80						
		新浜中通	田	4,767	250	瀬戸川北	田	459	120	田	4,650	300						
		新浜西通	田	1,853	160	田	489	120	田	8,366	130							
		新浜東通	田	1,171	300	藤田西	田	1,399	240	田	4,575	180						
		堀切南	田	2,146	150	四ツ谷南	田	1,747	120	田	1,359	150						
		小田切	田畑	1,624	200	石場	田	800	120	田	2,746	150						
蒲生	中通	田	4,069	180	荒浜	田	1,440	300	泉	上谷刈	長命	田	3,804	500				
	田	3,059	300	五枚下り	田	2,473	250	福岡		泉	田	5,924	300					
	田	3,043	70	南長沼	田	3,251	230	田		4,935	250							
	田	1,793	190	井土	田	1,110	100	田		2,996	250							
					今泉	久保田東	田	1,030	300									

売渡あっせん希望農地(上表)について買受希望がありましたらお問い合わせください。ホームページでもご覧いただけます。

問い合わせ先

〔事務課農地係〕 電話 214-4340

農地移動適正化あっせん事業 仙台市

検索

農業者年金を受給している皆様へ ～現況届を提出してください～

(独)農業者年金基金から5月下旬に「現況届」の用紙が郵送されます。6月1日(木)から30日(金)までに、最寄りのJA仙台各支店か農業委員会に、持参または郵送で提出をお願いします。

問い合わせ先

〔事務課振興係〕
電話 214-4353



「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を改正しました

農地利用の最適化推進の5年後の目標や推進方法を定めた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を改正しました。

指針では、「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」の3つの項目について、新たな目標と推進方法を定めています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

農業や農地に関するご相談がありましたら、お近くの農地利用最適化推進委員、農業委員にお声がけください。

農地法第3条の許可実績

令和4年11月から令和5年2月までの農地法第3条(売買・賃借等)の許可実績は、次のとおりです。

区	11月		12月		1月		2月		計	
	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
青葉	1	1,010	3	26,005	1	2,586	0	0	5	29,601
宮城野	2	2,502	1	945	0	0	0	0	3	3,447
若林	2	5,853	1	8,420	2	10,816	0	0	5	25,089
太白	1	3,475	3	4,814	0	0	1	917	5	9,206
泉	4	3,495	1	3,675	3	38,689	6	16,115	14	61,974
計	10	16,335	9	43,859	6	52,091	7	17,032	32	129,317

あなたの出番です

太白区秋保町で営農されている

(株)秋保ファーマーズ

さとう ゆういち
佐藤 祐一 さん

しば たけし
柴田 健 さん

にお話を伺いました。

Q 就農のきっかけは？

A 私たちは同級生で、東京で働いていた健君が仙台に戻ってきたのをきっかけに2人で話し合い、農業に明るい希望が見えたことから、会社組織を作り、就農して10年目になります。

Q 大変だったことは何ですか？

A 2人とも農業未経験での就農で、何もかもが大変でし

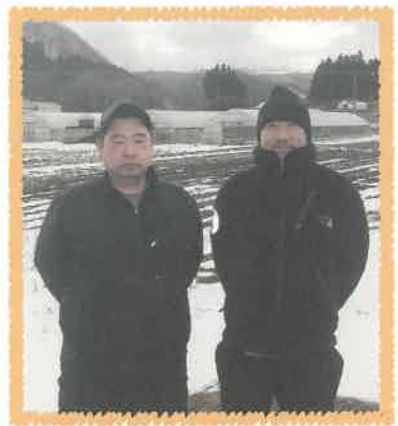
た。農業機械の操作や修理、野菜の栽培管理、収穫物の販売先等々、農業改良普及センターやJA仙台的の指導を受けながら学んでいきました。

Q 何を作付けし、どのように販売していますか？

A ネギを主体として、他に枝豆・とうもろこし・トマト・シャインマスカットを栽培しています。販売先は主にインショップで、他にはJA仙台的の直売所「たなばたけ」や飲食店などです。他の生産者の方々と出荷時期が競合しない栽培体系にして、できるだけ高値で販売ができるようにしています。

Q 農業の魅力は？

A 大自然の中で、自分が食べたい物を自ら作れることと、



▲佐藤さん(左)と柴田さん(右)

自分なりのやり方を試せることです。

Q 今後の目標は？

A 現在1ヘクタールの作付面積を、倍の2ヘクタールの規模に拡大したいです。

(聞き手：編集委員 柴田 市郎)

区域活動報告

泉区泉区域

泉区泉区域では、農業委員1名と農地利用最適化推進委員3名で、月1回の情報交換と、遊休農地や違反転用農地が発生していないかなどを確認す



▲市街化区域にあるビニールハウスで野菜を生産している

るため、定期的に農地パトロールを行っています。

泉区域は地下鉄駅周辺のマンションなどの住宅地が広がる中に、小規模の畑やビニールハウスで野菜が栽培され、その東西には水田が広がっています。直売所での野菜販売など、地産地消に取り組む農業者が多い区域です。

高齢化が進み、耕作者が毎年減少している状況ですが、区域の農事組合法人泉の協力を得ながら、現状維持ができるよう地域で努力しています。

(編集委員 松原 菊男)



※駐車の際は、市役所本庁舎の来庁者用駐車場をご利用ください。電話 214-4308

編集後記

爽やかな風が流れる中で、農作業が始まりました。

物価高騰により、肥料・農業資材の値上がりが続く、気の重い日々になっています。今年は何卒、異常気象がない穏やかな天気が続きますよう、美味しいお米、野菜、果物ができますようにと願いを込めながら、強い気持ちで、この厳しい現状を乗り越えていきましょう！

(編集委員 庄子 亮一)